

2024年版『合格のトリセツ 重要判例解説』の訂正につきまして

2024年11月8日

LEC書籍をご利用いただきまして、ありがとうございます。

2024年版『合格のトリセツ 重要判例解説』第1刷の記載につきまして、訂正がございます。

GD05859『2024年版 行政書士 合格のトリセツ 多肢選択・記述に出る重要判例解説』第1刷

(p.114) 直前期ここだけ!ダイジェスト解説 **A2**

憲法22条2項に反する。

↓ (訂正)

憲法29条2項に反する。

(p.165) 上から9行目

・無権代理人追認拒絶権を行使することは信義則上許されず、無権代

↓ (追加)

・無権代理人**が**追認拒絶権を行使することは信義則上許されず、無権代

(p.241) 下から11行目

て、**被**用者に対して求償することができる。

↓ (訂正)

て、**使**用者に対して求償することができる。

(p.282) **事案** 3行目

定安全上、支障がないと認められることを内容とする処分が建築確認の前提要

↓ (追加)

定**における**安全上、支障がないと認められることを内容とする処分が建築確認の前提要

(p.289) 上から6行目

れるものである以上、平素から庁内の事情に通曉し、**都**下職員の指揮監督の

↓ (訂正)

れるものである以上、平素から庁内の事情に通曉し、**部**下職員の指揮監督の

(p.295) 上から5行目

てされた本件原子炉設置許可処分を**違**法であると判断した原審の判断は、正

↓ (訂正)

てされた本件原子炉設置許可処分を**適**法であると判断した原審の判断は、正

以上のように、訂正いたします。ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願いたします。